

辰野町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成30年3月2日(金)午前9時00分から午前10時00分

2. 開催場所 役場2階第7・8会議室

3. 出席委員(13人)

会長	1番	有賀 勝英
会長職務代理者	2番	宮原 光平
委員	3番	原 美子
	4番	宮澤 依子
	5番	中村 良治
	6番	小島 敏雄
	7番	新村 幸子
推進委員		中村 脩司
		小澤 清之
		中條 清春
		栗林 秀樹
		漆戸 裕司
		古村 孝

4. 欠席委員(1人) 福島 正一郎

5. 議事日程

議案第1号	農地法の規定に基づく許可について
議案第2号	農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について
報告事項	農地法第18条第6項の規定による届出

6. その他

7. 農業委員会事務局職員

事務局長	役場産業振興課長 一ノ瀬 敏樹
事務局次長	役場産業振興課補佐兼農政係長 中畑 充夫
書記	役場産業振興課農政係係員 横内 優子

8. 会議の概要

(開会)

<宮原職務代理>

あらためましておはようございます。今日も天気がよくて、天気の良い日は家の中にいるより外のほうがいいと。この間も家の裏の辺りで豆トラでもう耕している。気持ちはわかるけれども、まだちょっと早いかなあと思ったが、そんな陽気になりつつあります。

3 月度の農業委員会総会を開会いたします。よろしくお願ひいたします。

(会長あいさつ)

<有賀会長>

あらためておはようございます。2 年目最後の月になりますけれども、今年度はエゴマの栽培で皆さんにお世話になりました。ありがとうございます。現在種を取りに来た人が 132 人ということで、大変みなさんに関心をいただき、農業委員としても携わってよかったなと思います。来年度もエゴマを栽培していくという皆さんの賛同をいただいていますのでよろしくお願いいたします。非常に悲しいお知らせですけれど、農村生活センターマイスターの A さんという方が朝亡くなったということで、これから農業をやっていく体制をとられている中で、不慮の事故で亡くなったという非常に残念な結果になりました。この方は両親と旦那さんと農業をやっていたということで、非常に残念だと思います。ご冥福をお祈り申し上げます。それでは委員会を始めます。よろしくお願いいたします。

(議事録署名委員の指名)

<有賀会長>

7 番の新村委員さんと 3 番の原委員さん、よろしくお願いいたします。

(議事)

<有賀会長>

それでは議案第 1 号農地法の規定に基づく許可についてよろしくお願いいたします。

【議案第 1 号、3 条の規定による許可について、1 番～6 番朗読】

<中畑事務局次長>

1 番、所有権の移転でございます。地図は 1 枚目の表をご覧ください。

辰野町中央・・・番地にお住まいの A さん所有の大字伊那富・・・番、地目は畑、面積 313 m²を、辰野町大字伊那富・・・番地にお住まいの B さんが取得するものです。

この件について、譲受人の保有している農業機械、労働力等を見ても効率的な利用が可能であります。農地取得後の農業経営面積は22㍍で下限面積を超えております。この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。この件につきましては、原委員、中條推進委員から意見書をいただいております。

<中條推進委員>

2月14日に原委員と行ってまいりました。雪がありまして位置確認をしたんですけど、1箇所分からなかったものですから、役場のほうに確認をしてOKということでしたので、なんら問題はないことを報告いたします。以上です。

<有賀会長>

この件について何かご質問がございましたら。よろしいですか？挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。それでは次をお願いします。

<中畑事務局次長>

2番、所有権の移転でございます。地図は1枚目の裏をご覧ください。

辰野町大字伊那富・・・番地・・・号にお住まいのCさん所有の大字伊那富・・・番、地目は田、面積1,034㎡を、辰野町大字伊那富・・・番地にお住まいのDさんが取得するものです。

この件について、譲受人の保有している農業機械、労働力等を見ても効率的な利用が可能であります。農地取得後の農業経営面積は115㍍で下限面積を超えております。この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。この件につきましては、有賀会長、宮澤委員から意見書をいただいております。

<宮澤委員>

地図を見ていただいてわかるように、既に構造改善が済んでおり、境もしっかり入っていますので、問題はないかと思えます。

<有賀会長>

この件について何かご質問がございましたら。よろしかったら挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。それでは次をお願いします。

<中畑事務局次長>

3番、所有権の移転でございます。地図は1枚目の裏および2枚目の表をご覧ください。

横浜市港南区東芹が谷・・・番・・・号にお住まいのEさん所有の大字伊那富・・・番、地目は田、面積500㎡および大字伊那富・・・番、地目は田、面積712㎡、以上2筆1,212を、辰野町大字伊那富・・・番地にお住まいのFさんが取得するものです。

この件について、譲受人の保有している農業機械、労働力等を見ても効率的な利用が可能であります。農地取得後の農業経営面積は115㍍で下限面積を超えております。この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。この件につきましては、有賀会長、宮澤委員から意見書をいただいております。

<宮澤委員>

これは西天の水路が下を通っていて、周りは少し宅地がありますが、そこは田んぼで特に問題ないというふうに見てまいりましたのでご報告いたします。

<有賀会長>

農業を継続してやっていただけるということで、購入には問題ないと思っておりますのでよろしく申し上げます。この件について何かご質問がございましたら、よろしいですか？それでは挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。それでは次をお願いします。

<中畑事務局次長>

4番、所有権の移転でございます。地図は2枚目の裏をご覧ください。

横浜市港南区東芹が谷・・・番・・・号にお住まいのEさん所有の大字伊那富・・・番、地目は畑、面積1650㎡および大字南平・・・番、地目は畑、面積559㎡、以上2筆、2209㎡を、辰野町大字伊那富・・・番地にお住まいのGさんが取得するものです。

この件について、譲受人の保有している農業機械、労働力等を見ても効率的な利用が可能であります。農地取得後の農業経営面積は94㍍で下限面積を超えております。この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。この件につきましては、有賀会長、宮澤委員から意見書をいただいております。

<有賀会長>

この譲受人の G さんは果樹園もやっていますので、なんら問題ないと思いますので、許可いたしました。よろしく申し上げます。この件について何かご質問がございましたら。よろしいですか？それでは挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。それでは次をお願いします。

<中畑事務局次長>

5 番、所有権の移転でございます。地図は 3 枚目の表をご覧ください。

横浜市港南区東芹が谷・・・番・・・号にお住まいの E さん所有の大字伊那富・・・番、地目は田、面積 745 m²を、辰野町大字伊那富・・・番地にお住まいの H さんが取得するものです。

この件について、譲受人の保有している農業機械、労働力等を見ても効率的な利用が可能であります。農地取得後の農業経営面積は 29 ㍍で下限面積を超えております。この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。この件につきましては、有賀会長、宮澤委員から意見書をいただいております。

<有賀会長>

たびたびご説明申し上げます。譲受人は自分の家の隣田で好都合だということで、申請をいただいております。自分も農業をやるということで問題ないと思いますのでご協議をお願いします。この件について何かご質問がございましたら。E さんは私と同年ですけれど、横浜にいてもうこっちに帰ってくることはない。家も売却しましたし、土地も処分したいということでこういう結果になっていると思います。よろしいですか？それでは挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。それでは次をお願いします。

<中畑事務局次長>

6 番、所有権の移転でございます。地図は 3 枚目の裏をご覧ください。

横浜市港南区東芹が谷・・・番・・・号にお住まいの E さん所有の大字伊那富・・・番、地目は田、面積 890 m²を、辰野町大字伊那富・・・番地にお住まいの I さんが取得するものです。

この件について、譲受人の保有している農業機械、労働力等を見ても効率的な利用が可能であります。農地取得後の農業経営面積は 129 ㍍で下限面積を超えております。この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確

保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。この件につきましては、有賀会長、宮澤委員から意見書をいただいております。

<宮澤委員>

これは(場所の説明)なんですけれど、Iさんは田んぼを広くやっています、ここもIさんがやっていると買い上げたということで、特に問題はないかと思っておりますのでよろしくお願い致します。

<有賀会長>

この件について何かご質問がございましたら。継続してやっていただけるということでありがたいことだと思っております。なければ挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。それでは次をお願いします。

【議案第1号、4条の規定による許可申請について1番朗読】

<中畑事務局次長>

1番、地図は4枚目の表を、建物配置図4枚目の裏をご覧ください。

辰野町大字伊那富・・・番地にお住まいのAさん所有の、大字平出・・・番、地目は田、面積589㎡に住宅を新築するための申請であります。申請者は、現在借家に生活しておりますが、家族が増え手狭となったため自己所有の土地へ住宅を新築したい計画です。なお、申請地へ進入路は申請地東側にあります自己所有の宅地を利用する計画となっております。

申請地は第2種中高層住居専用地域の用途地域内ですので農地法第5条第2項第1号口の(1)の第3種農地であり、原則許可で問題ないと判断します。この件につきましては、小島委員、新村委員から意見書をいただいております。

<小島委員>

この案件につきましては去る2月14日、新村委員さんと住宅の建設業者立会いの下、現地確認をいたしました。この場所は(場所の説明)ございまして、ほとんど宅地になっている場所です。境界は地籍調査によりはっきりしておりますし、現地に進入する道路につきましては2.5mの幅を確認しています。上下水道とも接続が可能な場所でございます。また、転用による周辺への影響はないものと思われませんが、皆様のご審議をお願いいたします。

<有賀会長>

この件について何かご質問がございましたら、なければ挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。それでは次をお願いします。

【議案第1号、5条の規定による許可について、1番～4番朗読】

<中畑事務局次長>

1番、2番は関連する案件でありますので、一括して説明させていただきます。

1番、所有権の移転であります。地図は5枚目の表をご覧ください。

大阪市淀川区三国本町一丁目・・・番・・・号にお住まいのAさん所有の大字伊那富・・・番、地目は田、面積41㎡を、辰野町大字伊那富・・・番地にお住まいのBさんが取得し、住宅敷地を拡張するための申請でございます。

譲受人は自宅隣接の申請地を取得し、境界にあります庭木剪定時の足場とするため住宅敷地を拡張したい計画であります。なお、既存の宅地とあわせた全体面積は400.34㎡です。

2番、所有権の移転であります。地図は引き続き5枚目の表を、建物配置図は5枚目の裏をご覧ください。

大阪市淀川区三国本町一丁目・・・番・・・号にお住まいのAさん所有の大字伊那富字・・・番、地目は田、面積327㎡を、辰野町大字伊那富・・・番地にお住まいのCさんが取得し、住宅を新築するための申請でございます。譲受人は現在アパートに生活しておりますが家族が増え手狭なため申請地を取得し住宅を新築したい計画です。

こちらは平成23年2月10日付けで得た5条の許可につき計画変更申請が提出されておりますのであわせてご審議をお願いいたします。当初転用事業者である株式会社Dは大字伊那富・・・番、698㎡を取得し、建売住宅2棟を建設する予定でしたが、1棟を建築したところで計画を中断しておりました。今回は、隣地所有者であるBさんより申請地の1部を取得し住宅敷地(庭)としたい旨の申し出と、Cさんより申請地を取得し自己の住宅を新築したい旨の申し出がありましたので、申請地を分筆し、住宅敷地の拡張および住宅の新築を行いたい計画であります。

申請地は第2種中高層住居専用地域の用途地域内ですので農地法第5条第2項第1号ロの(1)の第3種農地であり、原則許可で問題ないと判断します。この件につきましては、宮原代理、原委員から意見書をいただいております。

<宮原職務代理>

説明をいたします。この土地は(場所の説明)ところになります。

Aさんが持っていた土地をCさんが住宅を建てるということで、そのことについてお隣のBさんが住宅とくっついてしまうということで、いくらか土地を欲しいということで、このように分筆することになりました。町道が入っていて、上下水道は問題ないし、境界の杭はしっかり入っていますし、住宅をつくるに問題ないと判断いたしました。よろしくご協議のほどお願いいたします。

<有賀会長>

この件についてご質問がございましたら、よろしいですか？それでは挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。それでは次をお願いします。

<中畑事務局次長>

3番、使用貸借権の設定でございます。地図は6枚目の表を、また施設の配置図は6枚目の裏をご覧ください。

辰野町大字伊那富・・・番地にお住まいのEさん所有の、大字伊那富・・・番、地目は田、面積208㎡、及び辰野町大字伊那富・・・番、地目は田、面積150㎡、以上2筆、合計359㎡を、辰野町大字伊那富・・・番地にお住まいのFさんが借り受け、住宅を新築するための申請でございます。

借受人は現在近隣のアパートに暮らしておりますが、家族が増え手狭になったため、義父所有の土地へ自己の住宅を新築したい計画であります。

申請地は第1種低層住居専用地域の用途地域内ですので農地法第5条第2項第1号口の(1)の第3種農地であり、原則許可で問題ないと判断します。この件につきましては、宮原代理、原委員から意見書をいただいております。

<宮原職務代理>

2月14日に原委員と立ち会いました。場所は(場所の説明)になりますけれど、Eさんの土地があります。その土地へ娘さん夫婦の家を、敷地内に分筆をして建てるということです。既に住宅があつて、上下水道は問題ないし、境界も敷地内ということでございます。問題ないと考えました。よろしくご審議をおねがいします。

<有賀会長>

この件についてご質問がございましたら、よろしいですか？それでは挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。それでは次をお願いします。

<中畑事務局次長>

4番、所有権の移転でございます。地図は7枚目の表を、また施設の配置図は7枚目の裏をご覧ください。

辰野町大字伊那富・・・番地にお住まいのGさん所有の大字伊那富・・・番、地目は田、面積1,029㎡を、箕輪町大字中箕輪・・・番地に所在する株式会社Dが取得し、建売住宅を新築するための申請であります。

譲受人は宅建免許を有する宅建業者で、申請地を取得し3区画の建売住宅を建築したい計画であります。

申請地はJR伊那新町駅から概ね500メートル以内の農地法第5条第2項第1号口の(2)の第2種農地ですが、位置的代替性がなく許可はやむをえないと判断いたします。この件につきまして、宮原代理、原委員から意見書をいただいております。

<宮原職務代理>

説明させていただきます。2月1日に原委員と立会いをいたしました。地図でお分かりと思いますが、(場所の説明)になります。株式会社Dの社長さんの所有土地ということで、売買して3棟の住宅を建て売るといことです。5m道路の町道が2方に入りまして、上下水道の関係も問題ない、境界もしっかり入っております問題いと考えました。ご審議をお願いします。

<有賀会長>

この件について何か質問ございましたら？よろしいですか？なければ挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。それでは次をお願いします。

<中畑事務局次長>

5番、所有権の移転であります。地図は8枚目の表を、建物配置図は8枚目の裏ご覧ください。辰野町大字辰野・・・番地にお住まいのHさん所有の中央・・・番、地目は田、面積622㎡を、辰野町大字辰野・・・番地にお住まいのIさんが借り受け、共同住宅を新築するための申請でございます。

借受人は母親の所有する申請地を借り受け、1棟6部屋の2階建共同住宅を新築したい計画であります。申請地は町の中心部にあり店舗や役場、病院も近いことから共同住宅の需要があると考え今回の申請を計画いたしました。

こちらは第1種中高層住居専用地域の用途地域内ですので農地法第5条第2項第1号口の(1)の第3種農地であり、原則許可で問題ないと判断します。この件につきましては、宮原代理、栗林推進委員から意見書をいただいております。

<栗林推進委員>

2月15日に宮原委員さんと現地を確認しました。現地は(場所の説明)の所なんです。現況は休耕田でありました。場所は道路から約1m強くらい低い場所でありまして、堤防道路の途中から町の公衆用道路でありますので、占有の許可を得て下がって敷地に入るという説明をうけました。図面という右側には農地があります。下側には農業用水路があり、現況の高さに合わせて整地をするということでもありますので、特に問題はないかなと判断しました。以上です。

<有賀会長>

この件について何かご質問がございましたら、よろしいですか？それでは挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。それでは次をお願いします。

【議案第2号、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について】

<中畑事務局次長>

利用権の設定であります。詳細は議案書の通りでございます。計30件、51筆、面積は60,995㎡です。経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、お願いいたします。

続きまして、下段に掲載してあります、農地売買支援事業による所有権の移転です。12月の総会にて所有者から農業開発公社への所有権移転に関しご審議いただきましたが、このたびその農地を農業開発公社から、認定農業者である担い手へ所有権移転の申し出がありました。

公益財団法人長野県農業開発公社が所有いたします、辰野町南平9072番、地目は畑、面積973㎡を、辰野町大字伊那富・・・番地にお住まいの野澤文将さんが取得します。野澤さんは平成29年3月25日付けで辰野町の認定農業者に認定されています。

なお、申請地に関しましては、平成30年2月22日に譲渡人・譲受人と有賀会長、宮澤委員にご出席いただきあっせん会議を開催しています。

経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、お願いいたします。

<有賀会長>

この件につきまして何かご質問ございましたら？よろしかったら挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

報告事項

<中畑事務局次長>

それでは報告事項、(1)農地法第18条第6項の規定による届出について、合意解約でございますが1件、議案書の通りでございます。添付書類含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。報告事項は以上でございます。

<有賀会長>

それではその他お願いします。

その他

○次回委員会開催日:4月6日(金) 午前9時00分から 会議室未定

○農業会議だより

○農作業事故について

○3条農地取得の際の下限面積をH29.4月より30a→20aに引き下げ
30a未満の方 7件 引き下げたことによって農地の取得ができた
空き家付属の農地1aに関しては実績なし。青地に関しては今後見直しが必要か。

○えごまの種の配布実績について

2月28日現在 132名、23200㎡分

雑穀の里部会 山口さんより4月に栽培説明会開催予定

○旅行について

<栗林推進委員>

5条等の申請の場合、許可書が筆毎になっているのに、総会での議案書では複数の筆がある場合は「以下筆数」と表記されるため、地番が全てわからない。審議の内容と違うのでは? 地目が田・畑混在の場合も書類上では明記がないため分からない。今後検討してほしい。

<原委員>

女性農業委員につきまして、私は支部長を降りたわけですが、経過だけお話しします。女性農業委員の会は任意団体だったが、今後会費をもらうような形ですすめてもらうような方針になった。

<一ノ瀬事務局長>

ここで3年任期の2年が終わるわけですが、2年間お疲れ様でした。女性農業委員の上伊那の委員長さんとして1年間原委員さんにはおつとめいただきましてお疲れ様でございました。女性委員さんだけの研修や会議が様々ありまして、ご出席をいただいた経過もございますが大変ありがとうございました。それぞれの研修で得られた情報等、またフィードバックしていただくような機会ももう少しとるべきだったなという思いもありましたので、また新年度は情報交換の場をその他事項で少し時間を割いていくのも委員会なのではないかと思いました。

(閉会)

<宮原職務代理>

慎重にご審議をいただきありがとうございました。エゴマのことについては今後旅行も合わせて我々も真剣に考えていきたいと思っております。今月の転用の状況で感じましたが、農地が今まで作れなくての異動ということが最近増えている。宅地に転用は結構家が建っているけれど空き家も増えている状況。私たちを取り巻く状況が刻々と変わっていると感じました。以上をもちまして総会を閉会といたします。ご苦労様でございました。

この議事録は、事務局が作成したものであるが、内容が正確であることを証するため、これに記名押印する。

平成 年 月 日

会 長 _____ 印

議事録署名人 _____ 印

議事録署名人 _____ 印